

釜石市監査委員告示第3号

令和7年3月6日付け釜石市監査委員告示第1号をもって公表した令和6年度定期監査の結果の報告における指摘事項について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和7年4月22日

釜石市監査委員 佐々木 勝

釜石市監査委員 山崎 長栄

令和6年度定期監査（下期）措置状況報告書

<p>監査結果 (指摘事項等の内容)</p>	<p>監査結果に基づき 講じた措置</p>
<p>総務企画部総合政策課</p> <p>地域情報通信基盤整備推進事業放送施設機器購入において、契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定（予定価格20,000千円以上の動産の買入れ）により、議会の議決に付さなければならない契約であるが議決を経ずに契約し取得していたため、速やかに追認の議決を得るべきであると事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>監査結果を踏まえて、令和6年10月市議会臨時会に追認の議案を提出し、令和6年10月18日に追認の議決を得たところである。</p> <p>今回の指摘事項は、議会の議決へ付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に対する職員の認識不足や組織的なチェック機能の欠如に起因するものであることから、再発防止に向けて、業務手順書や契約事務のポイントに議会の議決案件に関する項目や議会の議決へ付すべき契約における事務手続きの流れを明記したほか、契約事務に関する職員研修の実施により、職員に対する指摘事項の周知徹底や注意喚起を図ったところである。</p> <p>今後も職員の関係法令等に対する理解の向上や適正な事務処理に対する意識の醸成を図ることに加えて、複数職員による組織的なチェック体制の強化により不適切な事務処理の再発防止に繋げていくこととする。</p>
<p>建設部都市計画課</p> <p>市営住宅管理費の消耗品購入において、年度末である3月に同一業者に分割発注する少額随意契約の事例が複数見受けられたので、適切な契約手続による購入と計画的な予算の執行を行うべきであると事務の適正化を求めた。</p>	<p>本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、分割発注により少額な随意契約を行うことは慎むべきであり、組織全体の契約事務に対する意識や事務処理の改善が求められる事案のため、今後は競争入札等により競争性や公平性の確保を最優先に事務を遂行するなど、契約法令等に則った契約事務の適正化を図っていくこととする。</p> <p>また、年度末の駆け込みなど安易な予算執行を抑制するため、予算措置にあたっては当該年度に必要な予算を適切に見積り、事業の進捗管理を徹底しながら、効率的かつ計画的な予算執行に繋げていくこととする。</p>
<p>産業振興部水産農林課</p> <p>釜石市魚市場水揚増強対策協議会事業補助金において、補助事業完了後の履行確認で使途の正当性を証明する証拠書類（領収書、預金通帳等）の確認が必要であるが、一部不適切な履行確認があったことから事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>今回の指摘を踏まえて、改めて証拠書類の再確認を行い、補助事業が適切に履行されていることを確認したところである。</p> <p>補助事業完了後の履行確認においては、補助金の使途等を正確に審査できるよう、補助事業者に対して領収書や預金通帳など証拠書類の提出を漏れなく求め、書類の審査や現地調査を行う体制を確立する</p>

<p style="text-align: center;">監査結果 (指摘事項等の内容)</p>	<p style="text-align: center;">監査結果に基づき 講じた措置</p>
	<p>ことで適正な履行確認に努めていくこととする。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえて、補助金事務の適正化を目的に職員研修を実施し、一連の補助金事務の流れや適正な履行確認の実施について周知徹底を図ったところである。</p>
<p>産業振興部水産農林課</p> <p>釜石市魚市場運営支援事業補助金において、前金払請求書では必要理由として記載している支出計画内訳額が補助金交付申請で提出された収支予算書の内訳と相違して記載されていた。また、事業実績書では事業財源で補助金以外の収入を全て自己資金として報告している記載誤りが見受けられた。いずれも補助事業者に対して補正を求めずそのまま受理していたことは補助金の使途について明確とはいえず、さらに補助対象経費の確認についても一部不適切な履行確認があったことから事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>補助事業者から提出された書類の内容が正しいか、提出書類間の整合がとれているかを確認し、提出書類に不備等があれば補助事業者に補正や追加提出を求めるなど、これまで以上に申請書類等の記載内容や添付書類について厳正に審査を行い、適正な事務執行に努めていくこととする。</p> <p>また、補助対象経費の正確な把握のため、補助対象経費の執行が確認できる証拠書類の突合や確認作業を徹底し、適切な履行確認を行い、補助金事務の透明性の確保に努めていくこととする。</p>
<p>産業振興部商工観光課</p> <p>釜石物産センターの賃貸フロアの使用料において、2階フロアの使用料（1,020円/㎡）で算出すべきところ1階フロア（1,540円/㎡）で算出して過大に徴収していた事例が1件あったことから事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>今回の指摘を踏まえて、使用料の再算定を行い、過大徴収分については対象者に説明を行い、令和7年4月11日に返還したところである。</p> <p>今後は使用料の算定誤りによる過大徴収など不適正な事務処理の再発防止に向けて、財産の使用許可や使用料の算定に係る関係例規等に対する職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図るなど、適正かつ確実な事務の執行に努めていくこととする。</p>